

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則(令和 2 年北海道規則第 94 号)第 5 条第 1 項 21 号に掲げるかご漁業(あいなめ)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 5 年 12 月 14 日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
かご漁業 (あいなめ)	厚岸 A 海域	別記 1 のとおり	毎年、3 月 1 日から 12 月 31 日まで	6 隻以内	10 トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	1. 許可の有効期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月末日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月末日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するかご数は、200 個以内でなければならない。 (3)かごの網目は、結節から結節までの長さが 50 ミリメートル以上でなければならない。 (4)使用するかごは、丸かごとし、大きさは、上部の直径 75 センチメートル以内、下部の直径 90 センチメートル以内、高さ 35 センチメートル以内でなければならない。 (5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (6)えび類、つぶ、たこ、体長 25 センチメートル未満のあいなめ及び次に掲げるかごが採捕されたときには、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長 8 センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅 8 センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (7)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	厚岸 B 海域	釧海共第 9 号 共同漁業権漁場区域	同上	25 隻以内			
	厚岸 A 海域	別記 1 のとおり	同上	2 隻以内			
	厚岸 B 海域	釧海共第 9 号 共同漁業権漁場区域					
	昆布森 A 海域	別記 2 のとおり	同上	1 隻以内			
	昆布森 B 海域	釧海共第 10 号 共同漁業権漁場区域	同上	35 隻以内			

別記 1

次に掲げる点 1、点 2、点 3、点 4 及び点 1 の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域

基点第 1 号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第 2 号 尻羽岬東端

点 1 基点第 1 号から 172 度 30 分、4, 000 メートルの点

点 2 基点第 1 号から 172 度 30 分、8, 000 メートルの点

点 3 点 4 から 160 度、4, 000 メートルの点

点 4 点 5 から 152 度 30 分、4, 000 メートルの点

点 5 基点第 2 号と大黒島南端を結んだ線の中点

別記 2

次に掲げる点 2、点 3、点 4、点 5 及び点 2 の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域

基点第 1 号 尻羽岬東端

基点第 2 号 釧路町と釧路市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点 1 基点第 1 号と大黒島南端を結んだ線の中点

点 2 点 1 から 152 度 30 分、4, 000 メートルの点

点 3 点 2 から 160 度、4, 000 メートルの点

点 4 基点第 2 号から 172 度 30 分、8, 000 メートルの点

点 5 基点第 2 号から 172 度 30 分、4, 000 メートルの点